

支援が実施されており、平成七年六月に復興基金を用いて被災者のこころのケアも含めて対応する「こころのケアセンター」が設置された。

### 第三節 復旧期（平成七（一九九五）年九月～平成十年三月）

この時期には、復興を確実に進めるため、復興をマネジメントするための仕組みが構築された。インフラの復興が進む中で被災者の生活再建が大きな課題となり、被災者復興支援会議において、被災者の生活支援策が多様な主体により検討された。これまで経験したことがない新たな課題に対応するため、復興基金等を利用したきめ細かな支援策が設けられた。また、県外被災者への対応が行われた。恒久住宅への早期移行に向けた対応が課題になるとともに、避難所から応急仮設住宅、さらには復興公営住宅へといったプロセスの中で損なわれた人と人とのつながりや地域コミュニティの再生、構築に向けた取組も求められた。

#### 一 復興の推進体制と戦略的プロジェクト

復興計画に基づき様々な事業が実施されていく中、県は、復興をマネジメントする組織として有識者・各種団体等の代表者で構成される阪神・淡路震災復興計画推進委員会（委員長…三木信一神戸商科大学学長）を平成七年十一月に設置した。委員会では復興計画の総合的な進行管理を行うとともに、推進方策や推進上の

課題等についての検討を行い、平成九年三月に中間報告『創造的復興への戦略』に向けて」が取りまとめられた。

政府の阪神・淡路復興委員会は、平成七年十月に最終提言を出すとともに、総括報告を行った。最終提言では戦略的なプロジェクト、復興のシンボルプロジェクトとしての復興特定プロジェクトが提示され、阪神・淡路大震災の教訓の研究発信を行う「阪神・淡路大震災記念プロジェクト」や、「上海長江交易促進プロジェクト」、震災の経験を生かし「生命の尊さ」を実感できる施設整備を行う「ヘルスケアパークプロジェクト」及び「新産業構造形成プロジェクト」が選定された。阪神・淡路大震災記念プロジェクトやヘルスケアパークプロジェクトは、人と防災未来センター「防災未来館」「ひと未来館」へとつながった。新産業構造形成プロジェクトでは、現在まで続くイベントとしての「神戸ルミナリエ」や、神戸市の医療産業都市構想に関連する施設整備が行われた。最終提言をまとめた後、阪神・淡路復興委員会は設置から一年後の平成八年二月十四日に活動を終了した。しかし、委員会の活動終了後も、政府幹部と兵庫県知事及び神戸市長が意見交換を行う場は必要であり、平成八年二月十三日に国と県及び神戸市との協議会（地元との協議会）が設けられ、改めて、継続的に意見交換が行われるようになった。また、神戸市は平成八年八月に復興計画の推進を行う組織として「神戸市復興推進懇話会」を設置した。

産業復興については、震災から一年で仮復旧は成し遂げたが、本格的な復興を推進していくためには官民一体で継続的な取組が求められた。そのため国、県、神戸市など被災一〇市一〇町、経済団体、地元企業が協力して産業復興事業に持続的に取り組むことができる仕組みとして、平成七年十二月に「阪神・淡路産業



写真 46 阪神・淡路産業復興推進機構設立記念講演



写真 47 阪神・淡路大震災記念協会設立

の教訓を踏まえ、総合的な調査研究やその成果の発信を行うことにより二一世紀文明の創造に寄与することを目的とした「阪神・淡路大震災記念協会」が平成九年十二月に発足した。

## 二 被災者の生活再建支援

フェニックス 生活再建に関わる課題は、時間とともに変化していくことから、被災者復興支援会議の提言  
プラザの設置 等も踏まえ、課題に対応して迅速に施策化を図る必要があった。

生活再建に関わる相談は多岐にわたり課題ごとに相談窓口が設置されたが、あらゆる分野の相談に一元的に対応する必要があることから、阪神・淡路大震災復興本部発足の際に、県民サービスセンターを改組して

復興推進機構」(HERO)が設置された。震災の教訓の調査研究については、阪神・淡路復興委員会が最終提言において「阪神・淡路大震災記念プロジェクト」を復興特定プロジェクトとして位置づけたことから、平成八年四月二十六日に国・県・神戸市・民間団体から構成される「阪神・淡路大震災記念プロジェクト検討委員会」が設置された。委員会での検討と阪神・淡路大震災



写真 49 引っ越しボランティア  
支援事業



写真 48 阪神・淡路大震災復興支援館  
(フェニックスプラザ)

「震災復興総合相談センター」が設置された。また、復興状況・生活再建支援に関する情報発信・共有、被災者・支援者の交流のための拠点として三宮駅の近くに阪神・淡路大震災復興支援館（フェニックスプラザ）が平成八年七月に設置された。フェニックスプラザでは、被災地外からの来訪者に対して復旧・復興に関する情報を発信するとともに、生活再建支援に関する相談窓口、被災者復興支援会議や後述の生活復興県民ネットの事務局が置かれ、復興に関わる多くの人が集い、情報交換を行う拠点として機能した。平成十四年三月末の閉館までに約二九二万人が訪れた。

#### 生活復興県民 ネットの設立

生活再建支援を行う上で支援者間での情報交換は不可欠であり、平成八年十月に被災者の支援活動を行うNPOやボランティア団体、地域の自治会、企業等の情報交換、連携を行う仕組みとして「生活復興県民ネット」（代表：新野幸次郎神戸大学名誉教授）が設立された。生活復興県民ネットは、仮設住宅での生活、仮設住宅から復興住宅への移行期には被災者の仲間づくりや引越支援の活動、また恒久住宅移行後は、恒久住宅のコミュニケーション活性化、地域活動の担い手づくりといった活動を行った。

#### 県・市町生活支 援委員会の設置

平成九年七月には生活再建に関わる個別課題の解決方策を探る第三者機関として、県・市町生活支援委員会が設置された。

副知事をトップとし、学識経験者、団体代表、ボランティア、県市職員が参加して、原則月一回のペースで、各種支援制度の弾力的な運用などによる問題解決策の検討が行われた。各地域で支援活動を行っている者に向けて支援施策をまとめた「市町別支援者ノート」の発行や、ボランティア団体・行政の支援のあり方についての意見交換の場として「生活復興ラウンドテーブル」等の活動も行われた。

#### 被災者の生きがいがづくり

被災から立ち直るためには、地域とのつながりが重要であり、また支援を受けるだけでなく、自らが主体的に活動していく必要がある。このため、身近な生活圏単位で人的つながりを広げる「フェニックス推進員」を中心に、地域住民や団体による自主的な地域活動を通して人的ネットワークの輪を広げ復興へとつなげる「フェニックス・ステーション活動」が展開された。被災者の中には、様々なつながりを失い閉じこもりやアルコール依存に陥る者もいた。被災高齢者が支援物資のタオルで作った「まけないぞう（象）」の販売による支援に取り組むNGO団体もあった。県では、高齢者を中心とした被災者の生きがいがづくりを支援するため、復興基金を活用してものづくりや展示販売を通じて仲間づくりにつな



写真 50 まけないぞう（被災者）  
地 NGO 協働（被災者）  
ター提供

る「フェニックスリレーマーケット事業」や高齢者向けの講座を開設する「いきいき仕事塾」などを実施した。

#### 被災者自立支援金の創設

阪神・淡路大震災時には、政府の「たとえ被災者に対する救助であっても税金による「個人補償」

は認められない」という考え方により、被災者の生活再建に対する給付制度は存在しなかった。高齢化が進む中で生活再建のため

表 29 被災者生活再建支援金（法）と被災者自立支援金（復興基金）

区分	被災者生活再建支援法の支援金	被災者自立支援金																													
支給対象	災害救助法施行令第1条第1号または2号に該当する被害が発生した自然災害等	阪神・淡路大震災																													
基準日	災害の発生した日	H10.7.1 (但し、世帯主が被災していること)																													
支給額	<table border="0"> <tr> <td>〈収入合計〉 ～500万円以下</td> <td>〈年齢要件等〉 年齢問わない</td> <td>〈支給額〉 100万円</td> </tr> <tr> <td>500～700万円</td> <td>45～60歳</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>700～800万円</td> <td>60歳以上 要援護世帯</td> <td>50万円 50万円</td> </tr> </table>	〈収入合計〉 ～500万円以下	〈年齢要件等〉 年齢問わない	〈支給額〉 100万円	500～700万円	45～60歳	50万円	700～800万円	60歳以上 要援護世帯	50万円 50万円	<table border="0"> <tr> <td>〈総所得金額等〉 ～346万円</td> <td>〈年齢要件等〉 年齢問わない</td> <td>〈複数世帯〉 100万円</td> <td>〈単身世帯〉 75万円</td> </tr> <tr> <td>346～510万円</td> <td>45～60歳</td> <td>50万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> <tr> <td>510～600万円</td> <td>60歳以上</td> <td>50万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> <tr> <td>非課税</td> <td>62～64歳</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>65歳以上</td> <td>120万円</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>※震災時の市町から他の市町に移転した世帯には月額5000円を加算</p>	〈総所得金額等〉 ～346万円	〈年齢要件等〉 年齢問わない	〈複数世帯〉 100万円	〈単身世帯〉 75万円	346～510万円	45～60歳	50万円	37万5千円	510～600万円	60歳以上	50万円	37万5千円	非課税	62～64歳	100万円	75万円	〃	65歳以上	120万円	90万円
〈収入合計〉 ～500万円以下	〈年齢要件等〉 年齢問わない	〈支給額〉 100万円																													
500～700万円	45～60歳	50万円																													
700～800万円	60歳以上 要援護世帯	50万円 50万円																													
〈総所得金額等〉 ～346万円	〈年齢要件等〉 年齢問わない	〈複数世帯〉 100万円	〈単身世帯〉 75万円																												
346～510万円	45～60歳	50万円	37万5千円																												
510～600万円	60歳以上	50万円	37万5千円																												
非課税	62～64歳	100万円	75万円																												
〃	65歳以上	120万円	90万円																												
用途	被災により失った家財道具等 (領収書等で実績報告必要)	生活再建に要する経費 (実績報告不要)																													
支給方法	申請に基づき支給（一括支給）	分割又は一括支給																													
その他	・阪神・淡路大震災には遡及適用しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存制度を統合・整理して制度化</li> <li>・県外移住被災者等のために申請期限を延長（平成12年4月）</li> <li>・大阪高裁判決を受けて特例制度実施（平成14年10月）</li> </ul>																													
その後の対応	平成16年度、19年度の2度の改正を経て、被害の程度および住宅再建の態様に応じた渡し切りの支援金となっている。	阪神・淡路大震災のみで適用																													

※被災者生活再建支援法の支援金は、平成10年の法制定当時の内容

（『伝える改訂版』を参照して作成）

の個々人の資金確保が大きな課題であった。阪神・淡路大震災では他災害とは桁違いの多額の義援金が寄せられたものの、被災者が余りにも多かつたため配分額は少なく、既存の災害援護資金（災害時の融資制度、最大三五〇万円）などを活用せざるを得ない被災者が少なくなかった。特に中間所得者を対象とする貸付制度がなかったことから、県は、平成八年に「生活復興資金貸付制度」を創設した。民間金融機関と連携した協調融資制度で、復興基金からの利子補給により実質無利子とした。当初一〇〇万円が限度であったが、平成九年四月には三〇〇万円に増額された。貸付ではなく給付が必要な世帯も存在することから、平成九年四月には、仮設住宅から恒久住宅への円滑な移行と

移行後の生活再建を支援するため、高齢世帯や要援護世帯に月二万円（複数世帯の場合）を給付する「生活再建支援金制度」が復興基金により新たに設けられた。また、平成九年五月には子供の教育費や親の支援等で経済的負担が大きい中高年世帯を対象を拡大し、「中高年恒久住宅自立支援金」制度が創設された。平成十年五月には被災した人の生活再建を公費（当初は最大一〇〇万円、現在は三〇〇万円に増額）で支援する被災者生活再建支援法が議員立法で成立する。阪神・淡路大震災の被災者に遡及適用されることはなかったが、同様の支援が行われることを求める附帯決議を踏まえ、平成十年七月には前記二つの制度を統合し、所得と年齢要件に応じて三七・五万円～一五〇万円の支給を行う「被災者自立支援金」制度が設けられた。

**まちづくり活** まちづくりへの支援については、復興事業が行われる重点復興地域では行政による様々な動への支援 支援が行われたが、その他の地域（いわゆる白地区）でのまちづくりに対する支援は少なかつ

た。このため、平成七年九月に民間主導でまちづくり活動を支援する仕組みとして「阪神・淡路ルネッサンスファンド（HAR基金）」が立ち上げられ、地域の実態調査や計画作成、まちづくり団体の活動資金の提供等、継続的にまちづくり活動に対する助成を行った。そのほか、「阪神・淡路コミュニティ基金（HAC基金）」などが住民組織や地域住民が参画したNPOやボランティア団体のまちづくり活動などを支援した。復興基金も復興まちづくり支援事業補助等により住民主体のまちづくり活動を支援した。

**県外避難者** 日本各地の公営住宅や知り合いを頼ったり、大阪府内に建設された応急仮設住宅に入居するなどの支援 へへの支援 などにより、県外に避難した被災者と、県内にとどまった被災者の間の情報格差が問題となっ

た。県は平成八年十二月二日に「県外被災者用相談フリーダイヤル」、同年十二月十九日には「ふるさとひよ



写真 51 県外居住被災者向け情報誌「ひょうご便り」

### 三 震災犠牲者の追悼と被災地からの情報発信

阪神・淡路大震災から一年を迎え、震災発生直後や復旧・復興過程において国内外から多くの人的・物的支援を受けたことに対し、被災地の新成人を「ひょうご・サンクス大使」として全国の都道府県に派遣し、知事感謝状の贈呈や復旧・復興状況の報告などを行った。また、在京大使等を対象とした感謝のつどいを開催するなど、様々な形で謝意の表明がなされた。

平成八年一月十七日には、「阪神・淡路大震災犠牲者追悼式」が、皇太子夫妻の臨席の下、兵庫県公館で開催された。その後も毎年、一月十七日に追悼式が開催された。また十三年からは復興した街並みや震災モニュメントを巡りながら、防災・減災の意識を共有することを目的としたメモリアルウォークが開催される

うごカムバック・プラン」を発表し、県外被災者に対する情報発信・支援活動を行ったほか、生活復興県民ネットも平成八年中に「ふるさとひょうごキャラバン隊」の派遣等、県外避難者に対する情報発信活動を行った。

恒久住宅への移行と  
 公営住宅高齢者対応

平成九年度からは災害復興住宅に住む高齢者を定期的に訪問し、相談・情報提供を行う生活復興相談員を復興基金で配置した。また、平成七年度に開始された高齢者・障害者等を支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設である「コミュニティプラザ」の運営組織に対し、年間一〇〇万円の支援が継続して実施された。



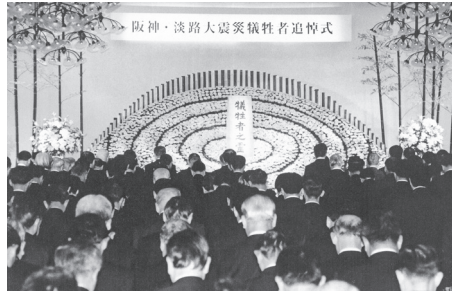


写真 52 阪神・淡路大震災犠牲者追悼式

ようになる。

政府は、毎年一月十七日を「防災とボランティアの日」、同月十五日から二十一日までを「防災とボランティア週間」と定めた。被災地としても大震災の教訓を創造的復興へとつなげていくため、行政・学界・民間あげて阪神・淡路大震災一周年記念事業が展開された。記念事業は、その後一〇年間にわたり毎年この時期を中心に実施され、被災地からの情報発信を続けることになった。なお、「震災復興関連イベント等の事例収集と調査」によると、平成七年一月から平成八年一月にかけて、市民グループやボランティア団体、行政、企業・経済団体、学術専門団体等により、記念事業も含め七四一件の震災復興関連イベントが実施されている。

#### 第四節 復興前期（平成十（一九九八）年四月～平成十二年三月）

多くの人々が応急仮設住宅で暮らす中で、時間の経過とともに生活再建支援に関わる新たな課題が見えてきた。仕事を失った中高年の人々への対応が課題となり、新たな支援策が導入された。中間支援的な機能を担うNPO／NGOなどが支援活動を展開し、応急仮設住宅から恒久住宅への早期移行の取組も本格化した。また、震災から五年を迎えるに当たり、阪神・淡路大震災についての国際検証が行われた。